

示談成立後の対処法

示談とは問題が起こった後に当事者双方が、裁判以外の話し合いによって和解することを指し、その内容を文書にしたものを示談書とよびます。本来、示談は口頭による当事者双方の合意で成立しますので、施術事故においても示談書を作成する必要がないとも言えます。しかし、示談書があると後々になって「言った」「言わない」の水掛け論になることを防げますし、仮に裁判となった場合に強力な証拠になります。また、示談金を施術者が加入している賠償責任保険等へ請求する場合には、その他書類と併せ示談書が必要になることから受傷の程度や金額の大小を問わずに作成すべきです。

示談書の作成方法

示談書はモシや錯誤がない限り、どんな文面でもかまいません。内容は、①事故発生日 ②事故発生場所 ③当事者 ④事故発生状況 ⑤合意内容と『上記のとおり示談が成立しましたので、今後、本件に関して、裁判上または裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約いたします。』といった一文があれば十分です。同じ内容のものを2部用意し、それぞれに記名・捺印および割り印を押して、双方が一部ずつ保管します。

★ ★ ★

JHAでは相談を受けた会員にご希望により示談書の作成を行っておりますが、一般的な内容であればインターネットでも簡単にサンプルを入手することができます。

【示談】

示談とは民事上の紛争が生じた場合、当事者双方が話し合い互いの譲り合いでその紛争を解決すること。法律上は民法の和解契約（民法659条）に相当する。示談が成立すると、法的な効力が生じ、錯誤・詐欺・脅迫など意思表示の瑕疵が認められない限り、その効力を覆すことができない（民法696条）。成立後は、双方示談内容を誠実に実行しなければならないため、示談書という私製証書を作成するのが一般的である。

示談書以外の注意点

☆示談金の支払時☆

示談金の支払は、示談書を取り交わし後にするのが原則です。支払は記録を残す意味から、金融機関口座への振込をお勧めします。ただ、事情により現金で支払う場合は、利用者に受領書を発行してもらいます。受領書は文具店等で市販している領収書で十分で、パソコンや手書きで作成しても構いません。

あて名を施術者個人または店舗として、金額まで明記したものを施術者が用意しておき、利用者が受け取った現金の金額確認を済ませた後に、受領者欄の記名、捺印と受領日の記入を依頼します。

受領書はお願いしにくい場合もあるかと思いますが「税理士さんからの指導がありましたのでご協力下さい」と一言加えれば、多くの場合は応じていただけます。

☆領収書は原本を☆

損害賠償として請求された費用は、必ず領収書の原本を受け取り領収書はその金額を実際に負担した人が保管するべきです。

「病院の領収書は確定申告に使用するから渡せないと言われた」とお聞きすることが、まれにありますが示談金の一部として病院の費用を施術者が負担するならば、その他の疾病の治療領収書と併せて確定申告時に提出することはできません。

このことは、しっかりと利用者にご理解いただきましょう。

【本会員には電話による無料アドバイスを行っておりますので、少しでも不安なことがございましたらお早めにご連絡下さい】

ONE POINT

示談書を取り交わし、示談金を支払い終わるまでが示談交渉です
何事も詰めが肝心ですので、最後までしっかり対応したいものです

JHA NEWS

・無料相談（アドバイス）・手技療法に関する情報提供・当協会ホームページへの求人情報の無料掲載・賠償責任保険の適用

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 一般社団法人 日本治療協会

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

© JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ©

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 郵便事業株式会社 神田支店 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp